

令和4年度1月分

市民生活・環境関係

件名	堀込第1公園の野良猫について
内容	<p>公園の前に設置されているベンチ付近で毎日のようにエサを与えている人が数人います。さらに、植え込みの中に黒いビニールで囲いを作っています。</p> <p>市民の集いの場になっているのは良いと思いますが、猫の集いの場にもなっていて、エサのないときも周辺にいるようになっています。</p> <p>公園は子どもたちの遊び場になっているため、猫を起因とした事故も起こりえまるほか、植え込みの囲いは衛生面からも心配です。</p>
回答	<p>令和5年2月1日（水）、環境課にて現場確認と給餌者に対するエサやりの指導を行いました。</p> <p>御連絡いただいたとおり、現場にはビニールやビニール傘に囲われた物体（2か所）やエサ皿（2枚）、猫（3匹）を確認し、給餌者に対しては、置きエサをしない等地域住民の理解が得られるエサやりを行うことや、皆さんが使用する道路や公園に私物を設置することはできないことを説明したほか、置きエサを行わない等を促すチラシを手渡ししました。</p> <p>飼い主のいない猫（野良猫）への給餌につきましては、法令、規則等による規制はありませんが、道路や公園へのエサの放置は、虫やカラス、他の地域の猫など多くの動物を引き付け、更には飼い主のいない猫の繁殖を促進し、生活環境の悪化につながる原因となりますので、引き続き現場確認し、対応してまいります。</p> <p>また、飼い主のいない猫を見かけた場合は、安全な距離を確保するなど、注意いただきますようお願いいたします。</p> <p>この度は貴重な御意見をいただきありがとうございました。</p>